

土地建物活用に関する意向調査結果がまとまる！

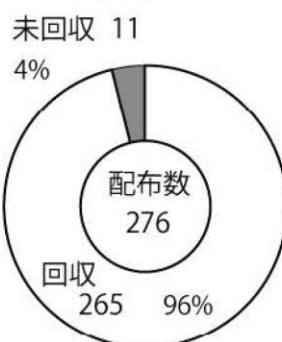
回収率は96%!!

6月に実施した「宗佐地区土地建物活用に関する意向調査」結果がまとまりましたので、ご報告いたします。地区外を含めて、276人の方に調査をお願いし、265人の方から回答いただきました。回収率は96%という、非常に高いもので、さすが宗佐の団結力と誇らしく思っています。

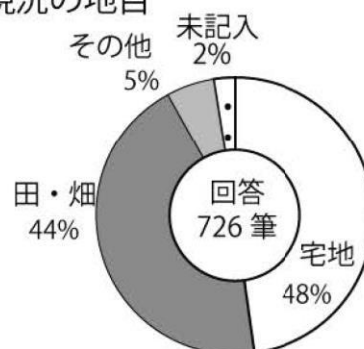
ご協力、ありがとうございました。

各質問ごとの結果は、右のグラフの通りです。

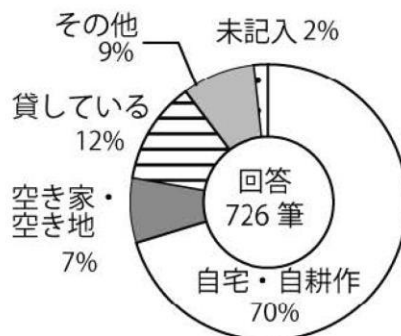
①配布・回収状況



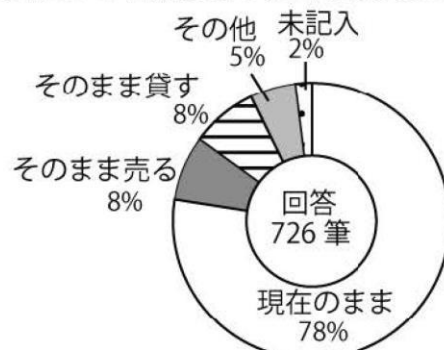
②現況の地目



③現在の利用状況



④将来の利用意向(10年程度先まで)



5/23、7/25 まちづくり協議会開催

今年度のまちづくり協議会は、第1回が5/23(金)意向調査の内容や配布回収方法などを協議し、第2回・7/25(金)には、その集計結果等が報告されました。

いずれも、多数の役員さんに出席いただき、活発な意見交換が行われました。



田園まちづくり制度の「特別指定区域」について

まちづくり協議会では、「宗佐地区土地建物活用に関する意向調査」結果を受けて、いよいよ、「特別指定区域」（案）を決める作業に入っています。

そのため、意向調査のなかで、所有されている土地を「そのまま売りたい」「そのまま貸したい」等と答えた方に、「新規居住者の住宅区域」の指定を希望するかどうかを、再度お聞きしています。

田園まちづくり制度の「集落区域」の「地縁者の住宅区域」に指定することで、これまでの制限が緩和され、地縁者（主に小学校区の方）に土地を売買して、住宅を建てるできるようになります。

さらに、「新規居住者の住宅区域」に指定すると、地縁者に限らずどなたでも住宅を建てるできるようになりますが、「新規居住者の住宅区域」に指定するには、以下の要件を満たすことが必要となっています。

「新規居住者の住宅区域」に指定するには

- 集落区域以外では特別指定区域に指定できません。
- 土地が建築基準法上の道路に接している必要があります。
- 指定については、戸数に限りがあります。
- 「指定後、すみやかに売買するあるいは住宅を建築する意志」のあることが必要です。
- そのため、指定するには土地の権利者全員の同意書の提出が必要になります。

※特別指定区域の指定には以上のような要件があるため、意向に添えない場合があります。

※今回指定しない場合でも、上記の要件を満たすことにより、次年度以降指定することができます。（ただし、まちづくり協議会総会において決定し、市へ届け出る必要があります。）

「特別指定区域」指定に向けて

以下のような流れで、地区まちづくり計画（案）および特別指定区域（案）の承認を受け、市に申し出します。

意向調査結果などをもとに

